

事前公表

「令和7年度 先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業」（仮称） の公募予定について

国家戦略特区であるスーパーシティ等を対象として、「令和7年度 先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業（仮称）」の企画競争公募・事業実施を行う予定ですのでお知らせいたします。

公募開始までの間、応募予定の提案内容が本調査事業の趣旨や要件に合致するか等について、事前相談に応じますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※ 以下は、現時点で検討中の事業内容についてお知らせするものであり、実際の公募の内容には変更の可能性がありますのでご注意ください。

1. 事業概要

（1）背景・趣旨

地域が抱える様々な分野における課題の解決に向け、国家戦略特区であるスーパーシティ等において、先端的サービスによって地域課題を解決するモデル地域として、様々な分野における先端的サービスの開発・構築とその実装に必要な規制・制度改革に向けた検討を進め、早期実装を推進することが求められている。

（2）事業内容

スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区※（本調査事業の対象となるこれらの区域を以下「対象特区」という。）において、実装を目指す先端的サービスを実施するために必要な規制・制度改革の内容を明らかにした上で、実証等の検証を通じて当該規制・制度改革に求められるエビデンスの収集・整理を行うなど規制・制度改革を実現するための調査を行う。また、当該先端的サービスの社会実装や他地域への知見の横展開に向けた調査を行う。

※ スーパーシティ : 茨城県つくば市、大阪府・大阪市
デジタル田園健康特区 : 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県吉備中央町
連携“絆”特区 : 福島県・長崎県、宮城県・熊本県
金融・資産運用特区 : 北海道等

（3）予算規模

- ・ 1事業当たり予算額 原則、上限5,000万円（税込）
- ・ 採択件数 計10～20件程度

2. 実施主体の要件

対象特区の地方公共団体と連携[※]して先端的サービスの実装や規制・制度改革に向けて取り組む協議会（当該地方公共団体を構成員に含む協議会）又は事業者（大学・研究機関等を含む）

※ 応募事業に関する地方公共団体の今後の取組方針（区域方針に照らして必要不可欠な事業であると判断する理由、規制・制度改革及び先端的サービスの実装に向けた取組体制・取組内容・スケジュール等を具体的に記載した書類（様式任意））」について、当該地方公共団体から交付を受けていることを要件とします。

3. 評価

（１）評価方法

- ・ 外部有識者を含む審査委員会により評価を実施

（２）主な評価の観点

○規制・制度改革の実現性

- ・ 規制・制度改革の実現に向けて、調査検討すべき項目、実証等を通じた検証方法、検証プロセスが具体的である[※]など、必要十分な調査内容となっているか

※ 例えば、調査対象とする規制・制度改革について、地方公共団体と連携して「国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案募集要項（[本リンク参照](#)）」に基づき規制改革提案を行った上で、当該提案に関する各府省庁からの回答を踏まえた上で検証項目・方法が検討されていることなどが考えられます。

○先端的サービスの必要性・先進性

- ・ 対象特区の地域課題の解決など区域方針等に照らし必要不可欠なサービスであるか
- ・ 先進性や革新性を有するサービスとなっているか
- ・ サービスの社会実装に向けた取組が具体的であるか（単なる実証ではないか）

○実施体制

- ・ 必要十分な調査の実施や、先端的サービスの実装に向けて、十分な実施体制[※]であるか

※ 例えば、先端的サービスの実装に向けて、地方公共団体、民間事業者、大学・研究機関など関係者の強いコミットメントがあることが挙げられます。

4. スケジュール（予定）

令和7年	4月	公募開始
	5～6月	審査、採択決定
	6～7月	契約、事業開始
令和8年	3月	事業終了

※ なお、本事業の応募状況を踏まえ、予算の範囲内で令和7年夏頃に追加募集を行うことを予定しています。

5. 留意点

- ・ 本事業は、事業採択後、契約条件等を調整の上、実施主体と内閣府との間で委託契約を締結して実施するものです。このため、契約の相手方である実施主体となる協議会の代表者や事業者（複数の事業者が実施主体となる場合は全ての事業者）は、令和7・8・9年度内閣府競争参加資格審査（全省統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者である必要があります。
- ・ 上記2. のとおり、対象特区の地方公共団体と連携して先端的サービスの実装や規制・制度改革に向けて取り組む協議会又は事業者であることを実施主体の要件としていますので、当該地方公共団体とも十分相談の上、内閣府まで事前相談をお願いします。
- ・ 過年度と同内容で継続する事業は、原則として、予算上限額が異なるほか、提案内容に関連して、令和7年度に、地方公共団体（地方公共団体を構成員とする協議会、大学・研究機関等を含む。）が一定の財政負担を行っている必要があります。

【参考情報】

令和4年度～6年度における本事業の取組内容については、以下をご参照ください。

- ・ https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/openlabo/supercitycontents.html#jump_cutting_edge
- ・ <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kizuna/kizuna.html>

【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局 国家戦略特区担当 深井、馬場、畠中

TEL：03-5510-2463（受付時間 10：00～17：00）